

大阪の部落史 通信 13

発行 大阪の部落史委員会

〒556-0028 大阪市浪速区久保吉1-6-12 TEL 06-568-3072 FAX 06-568-0714

記事

- 史料紹介～元禄11年3月「天王寺領内悲田院 仲間宗旨御改帳」について(1)
- 新聞記事と部落②.....(4)
- 視点～在阪朝鮮人社会の形成と部落史(4)
- スポット～新出木津村文書を活用して
公開講座、開く(6)
～公開講座に参加して(6)
- 図書紹介～『被差別部落の民俗伝承』(7)
- 研究会報告～近代部会(7)

史料紹介

元禄十一年三月「天王寺領内悲田院仲間 宗旨御改帳」について

寺木 伸明 (桃山学院大学)

はじめに

このたび和宗總本山四天王寺所蔵の標記史料の閲覧・写真撮影を認められ、大阪の近世の「非人」身分の研究のみならず全国の近世「非人」身分の研究にとっても重要と思われる古文書を分析することができるようになった。ここに改めて史料提供にご協力いただいた四天王寺関係者の方々に厚くお礼申し上げる次第である。

さて、この宗門改帳は、元禄十一(一六九八)年三月に、悲田院長吏太郎右衛門らが、彼らが所属する摂津国東成郡天王寺村の庄屋・年寄宛に提出した原本である。この村方文書が、一九六六(昭和四一)年に四天王寺によって古書店より購入されたことにより、四天王寺の所蔵となったのである。

一 「天王寺領内悲田院仲間宗旨御改帳」作成・提出の背景

同宗門帳のあとがきの第一条に、

次のように記されている。

「一 右者今度從 御公儀様宗旨御改ニ付、我、共中間茂宗旨吟味可仕由、被 仰付、奉得其意候、則垣外中間之内老人も不

残宗門相改、如斯御帳面ニ書付、銘、判形仕候、其上旦那寺之坊主致判形差上ケ申候御事」

これによって、幕府の命令により、悲田院仲間(天王寺の「非人」集団)も調査の上、宗門帳を作成することになったことがわかる。

また、第二条には、次のようである。

「一 転之者之儀先年 御公儀様江書付差上ケ申候御帳面之外、老人も無御座候、転之者病死仕候へ者、即刻御断申上候御事」

大坂・道頓堀の「非人」の中に、転びキリシタンおよびその親族が相当数いたことはよく知られているが、天王寺の「非人」の中にも転び

キリシタンおよびその類族がいたのである(岡本良一・内田九州男編『悲田院文書』第三三〇号文書)。

元禄十一年三月の時点では、一人の転びキリシタンの存在が確認される。次のように記されている。

「一 浄土宗 道頓堀 転以前兵治と申候 竹林寺旦那 善休 八拾歳

竹林寺の寺印は、悲田院長吏およびその家族と同二老およびその家族にしか押されていないことから、この宗門改帳において転びキリシタンの吟味が重視されていたことがうかがえる。

二 「天王寺領内悲田院仲間宗旨御改帳」からみた天王寺の「非人」集団の諸相

本宗門帳には、狭義の「悲田院仲間」および「手下新非人」「新屋敷手下非人」という階層別に、戸主およびその家族の名前・年齢・戸主との続柄・出生地・旦那寺などが記され

ている。

この宗門改帳の記載が、元禄十一年三月の時点の天王寺「非人」集団の実態をどれほど正確に反映しているかは、他の宗門改帳同様、今後、十分吟味していく必要があるが、とりあえず記されている事柄をもとに整理・分析すれば、次のようになる。

1 戸数・人口・平均家族数

「悲田院仲間」「手下新非人」「新屋敷手下非人」別の戸数・人口・一軒当り平均家族を示したものが表1である。

これによれば、「悲田院仲間」が一・二軒・四〇一人で一番多く、ついで「新屋敷手下非人」が三七軒・一〇〇人、「手下新非人」が三〇軒・九人となっている。総計一八九軒・六〇〇人となる。

一軒当りの平均家族数は、「悲田院仲間」および「手下新非人」が三・三人と同数で、「新屋敷手下非人」のそれは、二・七人と〇・六人少なくなっている。

なお、家族数には、弟子の人数も含まれている。その弟子の人数を階層別に整理したものが表2である。全員で二十八人と少ないが、その中で「悲田院仲間」の弟子が二三人と、

弟子全体の八二・一％を占めている。

2 年齢構成・戸主との続柄

弟子を除く階層別年齢構成を示したものが表3である。一四歳以下の未成年（悲田院の「非人」も、一五歳で成人とみなされたようである）が、

全体の三四・六％を占めて一番多く、ついで三〇代が一七・五％、四〇代が一四・五％

となっている。

次に弟子の年齢構成をみると

（表4）、一四歳以下が皆無で、二〇代・三〇代がともに

一人である。一番多く、この二つの世代で弟子全体の七八・六％を占め

表1 戸数・人口・1軒当り家族数

| | 戸数 | 人口 | 男 | 女 | 1軒当り |
|---------|------|------|---------------|---------------|------|
| 悲田院仲間 | 122軒 | 401人 | 233人 | 168人 | 3.3人 |
| 手下新非人 | 30軒 | 99人 | 51人 | 48人 | 3.3人 |
| 新屋敷手下非人 | 37軒 | 100人 | 52人 | 48人 | 2.7人 |
| 計 | 189軒 | 600人 | 336人 (56%) | 264人 (44%) | 3.2人 |

表2 弟子の人口

| | |
|---------|-----|
| 悲田院仲間 | 23人 |
| 手下新非人 | 2人 |
| 新屋敷手下非人 | 3人 |
| 計 | 28人 |

表3 年齢構成（弟子を除く）

| 年齢 | 悲田院仲間 | | | 手下新非人 | | | 新屋敷手下非人 | | | 合計 | | |
|-------|-------|-----|-----|-------|----|----|---------|----|----|-----|-----|------------|
| | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 |
| 1~14 | 68 | 69 | 137 | 19 | 16 | 35 | 14 | 12 | 26 | 101 | 97 | 198(34.6) |
| 15~19 | 21 | 9 | 30 | 3 | 4 | 7 | 3 | 7 | 10 | 27 | 20 | 47(8.2) |
| 20~29 | 34 | 23 | 57 | 5 | 4 | 9 | 3 | 6 | 9 | 42 | 33 | 75(13.1) |
| 30~39 | 48 | 21 | 69 | 5 | 8 | 13 | 11 | 7 | 18 | 64 | 36 | 100(17.5) |
| 40~49 | 24 | 16 | 40 | 12 | 8 | 20 | 13 | 10 | 23 | 49 | 34 | 83(14.5) |
| 50~59 | 7 | 10 | 17 | 1 | 4 | 5 | 5 | 4 | 9 | 13 | 18 | 31(5.4) |
| 60~69 | 8 | 12 | 20 | 2 | 3 | 5 | 0 | 1 | 1 | 10 | 16 | 26(4.5) |
| 70~79 | 1 | 5 | 6 | 2 | 1 | 3 | 0 | 1 | 1 | 3 | 7 | 10(1.7) |
| 80~ | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2(0.3) |
| 計 | 213 | 165 | 378 | 49 | 48 | 97 | 49 | 48 | 97 | 311 | 261 | 572(100.0) |

表4 弟子の年齢構成

| 年齢層 | 男 | 女 | 計 |
|-------|----|----|----|
| 1~14 | 0 | 0 | 0 |
| 15~19 | 2 | 1 | 3 |
| 20~29 | 11 | 0 | 11 |
| 30~39 | 10 | 1* | 11 |
| 40~49 | 1 | 1 | 2 |
| 50~59 | 0 | 0 | 0 |
| 60~69 | 0 | 0 | 0 |
| 70~79 | 0 | 1 | 1 |
| 80~ | 0 | 0 | 0 |
| | 24 | 4 | 28 |

※むく(31才・女)は、7才の男の子をもつ

ている。この史料だけでは速断できないが、未成年者は弟子になれなかった可能性が高い。少ないながらも女性の弟子が四人いるのが注目される。弟子のむく(女性・三二歳)は、七歳の男の子を持っている。

戸主からみた続柄を整理したものが表5である。ここで「えた」身分の家族構成と比べて特徴的なのは、叔父・叔母・甥・姪・従弟がきわめて少ないことである。時代も地域も違うので、単純に比較することはできないが、例えば「えた」身分の場合、幕末の河内国丹北郡更池村内の「えた」身分を例にとれば全人口の七・二％、七・五％が叔父・叔母・甥・姪・従弟であったし、和泉国泉郡南王子村(「えた」身分の一村立の村)でもかなり多かった(拙稿「大阪地域における近世被差別部落の人口動態とその背景についての一考察」河内国丹北郡更池村内の近世部落を中心として『桃山学院大学人間科学』第五号、一九九三年九月)。悲田院の「非人」集団は、典型的な単婚小家族の形態をとっていたといえよう。いづれにしても、悲田院「非人」集団が、家族の形態をとって存在していたことが明確に示されている。

3 出生地

本宗門改帳の特長は、戸主とその配偶者および弟子の出生地が記されていることである。表6は、その出生地一覽である。この記載の信憑性の問題もあるが、驚くべきことに北は陸奥国から南は肥後国にまで及んでいる。少し割引いて考えてみても、悲田院「非人」の出生地が近畿地方を中心として相当、広範囲にわたっていたことは認めなければならぬだろう。当の悲田院垣外出身(七一人)や天満・道頓堀の両垣外および尼崎垣外出身という「非人」の出自をもつ者も少なくないが、大坂吉野町・順慶町など「町」出身者もみられることが近世の「非人」の成り立ちを考える上で、とくに注目される。

いたことがわかる。

5 且那寺と人数

最後に、且那寺と人数を整理すれば、表8のようになる。圧倒的多数が浄土宗竹林寺の且那である。わずかに四名のみが、法華宗久成寺の且那であった。

おわりに

以上は、本宗門帳から判明する事柄の概要を紹介したにすぎない。今後、この貴重な史料そのものの精緻な分析と『悲田院文書』など他の関係史料の分析により、悲田院仲間の実態がいつそう明らかにされることが大いに期待される。

4 悲田院仲間の役職と人数

本宗門帳に記載

された肩書きから役職と人数を整理すると、表7のようになる。元禄十一年三月の時点には、天王寺垣外にも道頓堀垣外同様、二老(そして小頭)も存在して

表6 出生地一覽

| | | | |
|-----|----|----|-----|
| 国名 | 人数 | 河内 | 21 |
| 陸奥 | 1 | 和泉 | 22 |
| 武蔵 | 3 | 播磨 | 8 |
| 甲斐 | 1 | 但馬 | 1 |
| 遠江 | 1 | 備前 | 9 |
| 尾張 | 1 | 備中 | 2 |
| 美濃 | 2 | 美作 | 1 |
| 越前 | 2 | 因幡 | 1 |
| 伊勢 | 4 | 安芸 | 3 |
| 伊賀 | 1 | 出雲 | 1 |
| 近江 | 6 | 石見 | 1 |
| 山城 | 52 | 長門 | 1 |
| 丹波 | 5 | 阿波 | 1 |
| 丹後 | 1 | 讃岐 | 1 |
| 大和 | 12 | 伊予 | 1 |
| 紀伊 | 9 | 筑後 | 1 |
| 摂津 | 92 | 肥後 | 1 |
| 悲田院 | 71 | 計 | 340 |

表5 戸主からみた地位別家族構成

| | 戸数 | 人口 | 戸主 | 妻 | 倅 | 娘 | 父 | 母 | 孫 | 子の配帯 | 兄 | 弟 | 姉 | 妹 | おじ・おば | おい・めい | いとこ | 祖父母 | 弟子 | その他 | 不明 |
|---------|-----|-----|---------|-----|-----|-----|---|----|---|------|---|---|---|---|-------|-------|-----|-----|----|-----|----|
| 悲田院仲間 | 122 | 401 | 122(8) | 59 | 91 | 79 | 0 | 9 | 5 | 0 | 0 | 2 | 0 | 3 | 0 | 2 | 0 | 1 | 23 | 4 | 0 |
| 手下新非人 | 30 | 99 | 30(4) | 23 | 21 | 19 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 | 1 |
| 新屋敷手下非人 | 37 | 100 | 37(5) | 23 | 17 | 16 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 |
| 計 | 189 | 600 | 189(17) | 105 | 129 | 114 | 0 | 12 | 6 | 0 | 0 | 2 | 0 | 3 | 0 | 2 | 0 | 1 | 28 | 5 | 1 |

(注) 戸主の()内の数字は女性の戸主の数

表7 悲田院仲間の役職と人数

| 役職名 | 家族数(弟子を含む) |
|-----|----------------------------------|
| 長吏 | 太郎右衛門 59才 12人(うち弟子4人) 悲田院生 |
| 二老 | 甚右衛門 60才 7人(" 2人) 悲田院生 |
| 小頭 | 源右衛門 47才 6人(" 2人) 悲田院生 うち1人女 |
| | 嘉助 40才 6人(" 0人) 悲田院生 |
| | 重(十)右衛門 38才 5人(" 1人) 紀伊・和歌山生 |

(注) 以上すべて「悲田院仲間」であって、「手下新非人」「新屋敷手下非人」ではない。

表8 且那寺と人数

| 且那寺名 | | 男 | 女 |
|--------|----------------------|------|------|
| 竹林寺 且那 | 596人 医師1人 出家3人 | 334人 | 262人 |
| 久成寺 且那 | 4人 | 2人 | 2人 |
| 計 | 600人 | 336人 | 264人 |

(注) 竹林寺——浄土宗・摂津国東郡天王寺一心寺末。当時住持は唱悦。
久成寺——法華宗・山城京 妙蓮寺末。当時住持は日精。

新聞記事と部落②

栄小学校と市中四校の学事共進会

小田康徳（大阪電気通信大学）

次のような新聞記事がちよつと気になったので紹介しておきたい。

○来る十二日第二土曜日、東区大手・森両学校、南区三津・日本両学校、西成郡栄学校の五校の生徒聯合して西成郡旧渡辺村小学校に学事共進会を開き、地学・理学・史学其他諸科の大試験を行ふよし。又た南区大宝寺小学校に於て不日縫裁学校女子学校生徒の競進会を開かるゝよし〔大阪日報〕明治一四年一月二六日付

記述はこれだけだが、私が気になったというのはこの文章の前段である。東区大手、南区三津・日本というのは公立、森学校というのは私立の小学校で、いずれも大阪市中にある。この四校と栄小学校が共同して学事共進会というのを、それも栄小学校で開くというのだ。このうち森学校は学事にいろいろ工夫を凝らし、教育の発展に努力を重ねていたことで当時有名な学校であった。生徒の教育的成果を持ち寄り、互いに批評しあう学事共進会というのも森

学校で編み出したやり方だったと記憶している。だから、森学校中心に共進会というのは分かるのだが、その相手に栄小学校が入ったというのが興味深いのである。

栄小学校が建物にずいぶんお金をかけ、旧渡辺村の希望であったことは当時よく知られていた。しかし、社会的な差別の強かったこの当時、なぜこの栄小学校と市中の四校が一緒にやろうとしたのか。それぞれそこからどんな成果を期待したのであるか。また、なぜこの五校だったのか。第一、本当にやれたのか。ただ、この点については、この頃の新聞のつねとして、間違つた記述の場合には当事者からのクレームがあつたりして後日訂正があるものだが、この記事については訂正が見当たらない。だから、本当に実施されたと考えるべきなのであろう。ただし、これ以外の疑問についてはさっぱり分からない。

なお、史料にある「地学」というのは地理学である。「理学」「史学」

その他というのとあわせて、当時の公的な教育のカリキュラムに組み込まれた教科内容である。栄小学校もまた、こうした教科をきちんと教えていたのであろう。

いずれにしても、この出来事を理解するためにはもう少し前後の史料が必要である。栄小学校のことについては安福敏頓『栄小学校編年記』

視点

在阪朝鮮人社会の形成と部落史

横山篤夫（大阪府立岸和田高校）

従来から、在日朝鮮人一世の聞き取りや自伝等には、部落との出会いが述べられている場合が多い。また、部落史の側の記録や体験談でも、生活や地域史を語るなかで在日朝鮮人が登場することが少なくない。

ここではそうした問題意識から、先行研究のなかで学ぶところや論点を取り上げ、課題のいくつかを整理してみた。

* * *

そうした中で、時には支え合い連帯した体験が語られる一方、時には競合し、さらに差別された部落民や朝鮮人がお互いを差別した事実も明らかになってきている。今新たに大阪の部落史を究明しようとする時に、部落史と朝鮮人の関係を構造的に解明することが大きな課題の一つになることは、既に本紙上でも何人かの方から指摘されている通りであ

一九二〇年代に入つて、在阪朝鮮人の人口は急増し、府県別在日朝鮮人数で大阪は一位を占め、以後一九四〇年代初までの統計によると、在日朝鮮人の二〜三割が大阪で生活する状況が続いた。

この事実は、在日・在阪朝鮮人史のなかでも早くから指摘され、いくつかの地域ではその形成史も部落とのかかわりもとりあげて明らかにさ

（昭和四八年、大阪市立栄小学校）・浪速同和教育推進協議会歴史部会編『浪速の教育のあゆみ』（一九八〇年、浪速同和教育推進協議会）が史料をたくさん紹介して、詳しいが、このことについてはいずれも記述がない。

以上、参考までに報告させていた

れた。その生活史についても、自伝や聞き取りを含めて相当の蓄積をもっている。早い例では姜在彦らによる「大阪府泉北郡朝鮮人集団居住地域の生活実態」(『朝鮮問題研究』)によって、和泉市での具体像が一九五九年にまとめられた。最近では地域の部落史の側から刊行された『渡辺・西浜・浪速』(一九九七年)のなかで、在任朝鮮人とのかかわりも論及されている。

一方、戦前期に日本の産業経済の中心地が大阪を中心とする阪神地域であったことから、そこで低賃金でよく働く労働力としての在阪朝鮮人の存在は、日本経済史、社会史の上からも無視できないという視点からの研究も増えている。早くも一九七二年に刊行された岩村登志夫『在日朝鮮人と日本労働者階級』では、日本の労働者階級の運動を構成する不可欠の要素として在日朝鮮人労働者の存在をとりあげ、部落とのかかわりも指摘している。一九九七年には部落産業と朝鮮人とのかかわり、労働力市場における競争について解明した河明生『韓人日本移民社会経済史』も発刊された。

的扱いのものが多かったが、『新修大阪市史』第七巻(小山仁示編集、一九九四年)のように、近代の大阪市の史の中に部落問題を位置づけ、在阪朝鮮人史とのかかわりにも目配りした叙述も登場した。

部落史の側では、一九七一年の部落解放研究所編『部落解放を全ジャーナリストに』中の論文の中で、朝鮮民族に対する差別文章があったとする自己批判から、『部落解放』第五一、五二号に「部落に住む朝鮮人の問題」を特集し、部落史の立場を踏まえて真摯に在日朝鮮人の問題を見てゆこうとする視点を提起した。このなかには、現在でも生かされるべきものも少なくない。自らの生きてきた歩みから語った朝野温知「在日朝鮮人と部落解放運動の連帯について」は、建て前で済まない重い生活の場での実態が示されている。一方運動史に関しても、秋定嘉和「朝鮮衡平社運動―水平社運動と関連して―」では、戦前の運動が連帯を望んでその内容の結実にはいたらなかった歴史の概要を明らかにした。

で、三原容子と朝治武が戦前の部落の仕事と生活、水平運動に関して朝鮮人との関係を分析し叙述していることが強い印象を受ける程に、体系的に触れられているものは少ないように思われる。一方、運動史をめぐっては、戦前の連帯が実らなかった事実をどうとらえるかをめぐって論点が分かれている。衡平社創立七十年記念事業に連帯したとりくみを進めた辛基秀氏は、『アリラン峠をこえて』(九二年)で戦前の運動の連帯が実らなかった原因を、指導理論の問題として歴史的に総括することの必要性を提起した。これに対して金静美『水平運動史研究―民族差別批判―』(九四年)は、指導者の問題にとどまらず「日本民衆の生活の向上が植民地民衆の犠牲の上に成り立っていることを、日本民衆が拒否できないかぎり(あるいは、拒否しようとしなにかぎり)、朝鮮民衆と日本民衆が真の解放の実現にむかって共闘することはできなかった」とし、部落民を含む一人ひとりの日本民衆の問題として歴史を総括することが必要だと提起している。部落産業の食肉と皮革を、植民地朝鮮とのかかわりから分析しようとした滝尾英二『日本帝国主義・天皇制下の「朝鮮

牛」の管理・統制』(九七年)が提示する問題は、大阪の部落史を考える際に、在阪朝鮮人との関係の解明だけでは済まない課題の存在を指摘している。

* * *

多くの先学の成果を管見の範囲で一部触れたのみで、多岐にわたる論点も筆者の未消化のものも含め粗いまとめにすぎないが、そこから課題として感じたことのいくつかを、以下に叩き台として提起してみる。

①戦前大阪の部落史と在阪朝鮮人のかかわりは、地域によってその実態にかなりの差があった。そういう意味で、個別の研究成果に学ぶことは不可欠だが、同時に例えば一九三五年時点の官庁統計で、部落の人口十萬四千三七五人に対し、在阪朝鮮人が二十萬二千三十一人いたという数字を見れば、部落と朝鮮人の関係を構造的に明らかにすることがどうしても必要になってくる。

②併せて、地域別にどうしてかわり方に差があったのかを、部落と非部落地域に分けて、さらに都市部と周縁部に分けて分析し、類型化して掌握することが必要であろう。

③昭和恐慌を挟んで、その後どのような変化があったのかを、大

阪での産業経済とのかかわりで明らかにしてゆくべきであろう。

④在阪朝鮮人社会の内部の差異にも目をむけ、一括して朝鮮人としてとはとらえきれない面からも見てゆくことも必要であろう。

スポット

新出木津村文書を活用して 大阪の部落史公開講座、開く

二月七日、大阪の部落史委員会は、「移転後の摂津役人村とその景観―新出木津村文書などからみた具体像」をテーマに公開講座を開催した。

上田正昭・大阪の部落史委員会委員長より主催者挨拶がなされ、約四〇年前に論文として取り上げた木津村文書が、今回のように新出の史料をまじえて議論されることの意義が述べられた。続いて、脇田修（大阪大学名誉教授）、寺本伸明（桃山学院大学）、中尾健次（大阪教育大学）、のびしようじ（部落史研究者）の四名の方より、問題提起がなされ、活発な意見交換がなされた。

最後に秋定嘉和（池坊短大）よりの閉会挨拶で盛況裏に講座を終えた。

以下は、当日、御参加いただいた藤井寿一さん（和歌山県田辺市）の御感想である。

⑤運動との関連では、現在運動史の見直しの必要性が強調され、そうした立場からの研究も進んでいるが、その成果にも学び戦前の大阪での概要を明らかにすることが求められるであろう。

大阪の部落史公開講座に参加して
藤井寿一（田辺市役所）

大阪の部落史委員会から公開講座の案内をいただいで今回の講座に参加したのであるが、会場に入ってまず驚いたのは、大阪市史編纂所所蔵の「木津村文書」の原史料数点が机上に並べられていたことである。渡辺村（役人村）に関わる史料については、大阪人権博物館に明治二年（一八六九）の絵図が展示されていることを記憶していたが、今回の講座は、「木津村文書」の現存史料を総合的に考察して渡辺村の歴史を多面的に再構成しようとする試みの第一歩であったように思う。

講座では、脇田修・寺本伸明・中尾健次・のびしようじ、の各氏の報

告とともに、参加者からも多くの意見・質問が出されて、活発な討論が展開されたが、私の関心に即して気付いた幾つかの点を記したい。

まず難波村から木津村への移転について。既に寺木氏が論じられているように「摂津役人村の木津村への移転の時期と移転先の状況」部落解放研究』第一一八号、一九九七年）、木津村七反嶋への移転が決定したのは元禄十一年（一六九八）の末、実際に移転が始まったのは翌元禄十二年であることは明らかである。但し、「大家」の者が移転命令に抵抗し、元禄一四年まで難波村に残っていたことは注目すべきである。のび氏の報告によれば、難波村領内に居住していた時から役人村は両側町の形態をとっていたのであるが、「大家」はどの町の住人であったのか、またどのような階層であったのか。史料上の限界を承知しながらも、考察を深められることを希望する。

次に、渡辺村の景観について。寺木氏が示された寛文期の絵図（関西大学所蔵）では、難波村居住時において役人村は木々で囲われており、のび氏が発見された文久三年（一八六三）の渡辺村町割略図（西本願寺所蔵）では、役人村の周りは溝で囲

われている。平人世界との間に空間的な隔離（＝差別）を図っているという点においては、移転の前後で変化は無いように見做されよう。しかしながら、木津村堂面への移転後に形成された溝は二間の幅を持つていたのだから、舟運に利用された水路としての側面も無視できない、という参加者の意見にも一理がある。また、東西に四本、南北に二本走っている溝が同時に築かれたものなのかどうかについても、検討を加えるべきであろう。

第三に、渡辺村の皮革業について。脇田氏は、全国市場との関係を踏まえたうえで、正徳四年（一七一四）に大坂から移出された雪駄が五九万足以上あったことを紹介し、渡辺村は皮革の集散地として二次加工の中心であった、と説明された。これに対して、のび氏は、渡辺村は村内鞆し業を想定していなかったことを前提としながらも、皮革業が①原皮集積、②鞆し、③細工、の三重構造になつていったことを強調された。

講座で提起された細工の製品として私がすぐに思い描くのは太鼓である。羽田野敬雄研究会編『幕末三河国神主記録』（清文堂出版、一九九四年）の安政元年（一八五四）一二月

の間に、

条によれば、大坂からは遙か遠方に位置する吉田城下近郊の三河国渥美郡羽田村（現愛知県豊橋市）の羽田八幡宮で用いられていた直径一尺五寸の神前太鼓は、宝暦六年（一七五六）四月に「大坂渡辺村北ノ丁播磨ヤ源兵衛」が制作したものと記録されている。三河国や尾張国にも多くの皮田村があり、それらの中には太鼓を作る村も含まれていたはずである。それにもかかわらず、渡辺村で制作された太鼓が採用されたのは、丈夫で長持ちし、音色が優れて

いたからではなからうか。渡辺村の高度な太鼓制作の技術がどのように培われたのか、少しでも解き明かされることを願う。

それにしても、九〇名を超える参加者を数えたのは、大阪の部落史委員会の研究・広報活動に負うところが大きい。大阪の部落史委員会が蓄積してこられた成果に対して改めて敬意を表すとともに、今回の公開講座の成功を基礎として、大阪の部落史編纂の作業がより一層前進されることを大いに期待するものである。

からである。しかし、それ以後も民間では「末子相続」が続いている。この相続形態は、長野県諏訪地方から西、愛知和歌山、広島、高知、宮崎、長崎、佐賀など、殊に瀬戸内海や九州、四国に散在する漂泊性漁民の間に広く分布している。和歌山の雑賀崎浦では、長男、二男、三男が次々と新しい船と小さな家とをもらって独立分家していき、最後に残った末子が家督を相続するが、これは漂泊性漁民らに残る類型的な風習である。古代の海部の残留といわれる「家船」と関わりのある漁民の間に多いのである。泉南地域のムラも、いわば、「家船」が陸にあがったような家が多く、その経済的な厳しき、狭小な住空間のもとで、長男、次男と順々に分家せざるを得なく、残された末子が家を継ぐことになる。

図書紹介 「被差別部落の民俗伝承 大阪」

なぜ多い「末子相続」

松原右樹（大阪府立伯太高校）

泉南地域の被差別部落で家の相続について「末子相続」の慣行が見られる。樫井では「だいたい末の子が親の面倒をみて跡をとる。」といい、鳴滝でも「むかしはいちばんしまいの子をアトトリ」にしたという。

この末子が家督を継承する形はずでに記紀にも多く見られる。例えば、応神天皇が長子オオサザキノミコト

があるにも拘わらず、末子ウヂノワキイラツコを皇太子に立てたりしたことなどである。そこで、「末子相続」

こそわが国最古の相続形態であると主張する学者が出てくるのも当然だろう。他方また、古代では神意を卜占して相続人を決める「卜定相続」の形態によったものであり、それが末子を多く選定する結果をもたらしていたに過ぎないとする考えも成り立つであろう。

明治民法がこの「末子相続」を禁止し、「長子相続」を強力に制度化したのは、封建時代の武家法の精神を受けつぐ家父長制の確立をめざした

ところで、「末子成功説話」という伝統的な語り物には、末子にこそ偉大な霊力が宿するという思想に裏打ちされているが、それは他の面でも根強く生きている。

例えば、山の木を全部伐つてしまおうと「山が終わる」といって忌み、最後の一本を必ず残し、そこに山の精霊が宿っていると考えたり、また、

稲を刈るとき数株を残して「日の神」として祭ったり、あるいは、柿の木などの成りものを全部取ることを嫌い、一つだけ残して「木守り」と称するもの、それらに特別な霊力がこもると信じたからである。猟師たちも鉄砲丸の最後の一つは必ず残し、「幸をつなぐ」という。

まさに、「残り物に福あり」の思想である。食べ物でも、全て食べ切るのが躊躇があり、皿に盛られた最後の一つに誰も手が出せないことが見られる。ご飯のお代わりをする時も、椀に一口残すというのがしきたりである。餅の切りしまいを「力餅」といってありがたがるのも同じである。このように、最後に残ったものこそ、「幸をつなぐ」不思議な霊力があると考えたことが、末子に家督を相続させていく風習を側面から支えたのであろう。

研究会 報告

近代部会

一九九七年一月七日

『京都の部落史2 近現代』

第一〜三章を読んで

秋定嘉和（池坊短大）による『京都の部落史2 近現代』（一九九一年

発行)第一章、第三章の書評が次のことに重点をおいてなされた。本書が部落史研究に新しい実証と史実の発掘、見方を出した点、および「大阪の部落史」を編むに当たって示唆を与えてくれたこと、などが述べられた。

そして、報告は同書の各章の主として産業・しごと・生活に関する叙述に限定しておこなわれた。そして、新しく開拓された分野や視点などを指摘する一方、もっと掘り下げてほしかった点、異論のある部分についても論及された。

ちなみに、同書の章編成は「第一章 解放令の発布」「第二章 水平運動と融和運動の発露」「第三章 戦争の進行と融和新体制」となっている。

報告の内容は、報告者の関心、問題意識に則り、(1)近世の賤民身分が「解放令」によってどのように「解放」され、または「解放」が不十分なのか、換言すれば、近世から近代にどのように移行し、またどのように変化したのか。(2)改善事業に対して部落はどのように対応し、またそれは何をもたらしたのか。部落産業における雇傭形態、部落の中の政治的・経済的(金融的)関係はどのようなものであったのか。(3)昭和恐慌

は部落をどのような状態に置き、それに対し融和事業はどのように展開されていったのか。日中戦争後の融和新体制下での地方改善事業はどのようなものであったか、統制経済の影響など、が論点として示された。

* * *

以下、上記の(1)、(2)、(3)に従って報告の内容に立ち入ってみる。

(1)「解放令」後の非人などの動向がかなりなところまでとらえられているが、ここでは「流民」「窮民」といわれた人たちのその後と、被差別部落民やスラムとの関係など、今後明らかにされる必要がある。

「解放令」に対する部落と部落外の対応、明治維新の諸改革のもたらしたものと殖産事業についてはかなり叙述されている。しかしこの時期の部落の姿をとらえるためには、行政の施策、姿勢など、今少し解明されなければならない点がある。

次に松方デフレによる生活の窮乏と悪化に関しては、府内のさまざまに部落の様相が述べられていて、本書の特色をなしている。

また、部落の入会権を求める闘いについても頁を費やしていることも、新しい局面を開いたといえよう。

明治二〇・三〇年代の部落産業の

成立についてもよく叙述されている。

(2)改善事業については、改善事業に部落(有産者中心)がどのように対応し、またそれが何をもたらしたのか解明されている。

次に近代化の過程での部落産業の再編をとりあげ、特にそこでの支配・被支配の関係、労働者の生活実態など、あまり解明されてこなかった点も叙述している。また柳原銀行もとりあげているが、庶民金融や零細資本家層の分析が今後の課題となっている。

(3)昭和恐慌下での部落の労働や産業について叙述されているが、この時期の方面事業との関連がどうであったのか、もっと追究されてもよかった。

戦時下の京都市の住宅計画の内容が、これまで以上にわかってきたことも特筆に値する。この時期の農村部落については、地主制との関係がどうであったのか、また経済の統制に伴う「転廃業」の実態についても、まだ資料の発掘があり今後の課題であるとした。

最後にまとめとして、本書について次のような評価がなされた。

①従来の部落の歴史と異なり、蒐

集した資料を駆使して産業、生活実態や水平運動や融和運動とのかかわりの異なる多様な部落の姿が描かれている。

②改善事業などを積極的にとりあげて、その方面からも部落の具体像に迫ろうとしていて、新生面を開いたといえよう。

③水平運動についても、従来の全水左派の立場にたつて、運動全体および他の派の運動や社会運動を分析し評価する、という従来の立場にとられない視点から運動をみようとしているため、多様な史実や運動の新しい側面に光が当てられている。

④産業・経済の分野については、今まで知られていなかったことや、注目されていなかったことの掘り起こしが行われている(入会権、部落の金融、部落のブルジョアジーの活動など)。

⑤戦時下の部落の動向がこれまでの研究史より詳しく述べられている。すなわち、農村部落の状態、軍需工場、満州開拓、統制経済下の部落産業(転廃業問題)、地方改善事業などへの言及である。

(里上龍平・大阪の部落史委員会事務局)